　　　串間市林業後継者育成支援給付型奨学金支給事業実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、串間市内（以下「市内」という。）における新たな林業の担い手を育成するため、森林・林業に関する知識、技術等の習得を目的に大学等に進学する者に対し、奨学金を支給するものとし、その支給に関し必要な事項を定めるものとする。

　（対象者の要件）

第２条　串間市林業後継者育成支援給付型奨学金（以下「奨学金」という。）の支給を受けることができる者は、次の要件を満たす者とする。

（１）　森林・林業に関する学科・科目を設置している大学等に籍を置き、当該学科・科目を履修する者又は現に履修している者

（２）　進学する大学等において大学等を卒業した後、３か月以内に市内の林業事業体に勤務し、かつ、２年以上勤務する者

（３）　就業後２年以上市内に定住する者

　（奨学金の支給等）

第３条　奨学金の支給期間は、奨学金の支給を受ける者が進学する大学等において定める修業年限までとする。この場合において、標準的な修業年限が２年以上の大学等に進学した者については、進級した年度の４月末日までに在学証明書を提出しなければ奨学金の給付は受けることができないこととする。

２　奨学金は、授業料等就学に係る必要経費とする。

３　奨学金の額は、予算の範囲内によるものとし、１人あたり月額５万円を上限とする。

　（申請）

第４条　奨学金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、串間市林業後継者育成支援給付型奨学金支給申請書（別記様式第１号）に次の書類を添えて申請するものとする。

　（１）　誓約書（別記様式第２号）

　（２）　完納証明書（誓約書に署名すべき者全員分）

　（３）　大学等の合格通知の写し

　（４）　奨学金の支給額の算定に必要な書類

　（５）　その他市長が必要と認める書類

　（給付決定）

第５条　市長は、前条の申請を受けたときは、申請内容を審査し、適当と認めた場合は、串間市林業後継者育成支援給付型奨学金支給決定通知書（別記様式第３号）により申請者に通知するものとする。

　（奨学金の支給）

第６条　奨学金の支給決定を受けた者（以下「支給決定者」という。）は、市長が定める期日までに串間市林業後継者育成支援給付型奨学金口座振込申請書（別記様式第４号）を提出するものとする。

　（変更事項に関する届出）

第７条　支給決定者は、支給決定後に変更事項が生じた場合は、変更事項等届出書（別記様式第５号）を市長に提出するものとする。この場合において、変更事項が連帯保証人の変更であった場合は、連帯保証人変更申請書（別記様式第６号）を提出するものとする。

　（奨学金の支給停止）

第８条　支給決定者が大学等を休学、停学等する場合は、その期間奨学金の支給を停止し、留年した場合は以降の奨学金を停止することとする。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

　（奨学金の返還）

第９条　奨学金を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、支給を受けた給付金を一括で返還しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

　（１）　申請の内容に虚偽又は事実と異なる記載があったとき。

　（２）　就業後２年以上市内に居住していなかったとき。

（３）　就業後２年以内に退職したとき。

　（４）　大学等を中途退学したとき。

　（５）　大学等を卒業した後、３か月以内に市内の林業事業体にて勤務しなかったとき。

　（６）　その他市長が奨学金を返還させる必要があると認めるとき。

　（個人情報の取扱い）

第10条　奨学金支給事業において知り得た個人情報については、この要綱に関する事務以外の目的では使用しないものとする。

　（その他）

第11条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

　　　附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和元年11月１日から施行し、令和元年４月１日から適用する。

（要綱の失効）

２　この要綱は令和４年３月31日限り、その効力を失う。ただし、同日前にこの要綱に基づき既になされた交付申請に係る補助金については、この要綱失効後も、なおその効力を有する。

別記様式第１号（第４条関係）

年　　　月　　　日

串間市林業後継者育成支援給付型奨学金支給申請書

串間市長　様

申請者（本人） 住所

氏名　　　　　　　　　　　　㊞

生年月日　　　　年　　月　　日

法定代理人　　住所

氏名　　　　　　　　　　　　㊞

　串間市林業後継者育成支援給付型奨学金支給事業実施要綱第２条第１項に該当するため、同要綱第４条の規定により関係書類を添えて奨学金の支給を申請します。

記

１．学校名：

２．学部等：

３．就学期間：　　　年

４．所在地：

５．就学時の居宅：　自宅　・　寮　・　賃貸住宅　・　その他（　　）

６．通学手段：徒歩・自転車・バイク・自動車・バス・列車・その他（　　）

７．就学に伴う他制度による給付金等の支給：　無　・　有

　　有の場合の制度名：

添付書類

　１　誓約書

　２　完納証明書

　３　大学等の合格通知の写し

　４　奨学金の支給額の算定に必要な書類

　５　その他市長が必要と認める書類

1. 申請者が未成年者の場合は、法定代理人も署名し、捺印すること。

別記様式第２号（第４条関係）

誓　　　　約　　　　書

串間市長　様

　私は、串間市林業後継者育成支援給付型奨学金支給事業実施要綱に基づき奨学金の支給を受けることになったときは、同要綱の規定を遵守し、卒業後は、３か月以内に串間市内林業事業体に勤務し、かつ、２年以上勤務及び定住することを誓約します。

また、奨学金の交付に係る必要な事項について、就労状況及び市内への定住状況等の確認及び調査を行うことについて同意します。

暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）、暴力団員でなくなってから５年を経過しない者及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者のいずれにも該当するものではありません。

　なお、同要綱の規定により、当該奨学金を停止、全額を返還することについて異議ありません。その際には、既に支給を受けた奨学金の全額を返還することを連帯保証人の署名、捺印を添えて誓約します。

年　　　月　　　日

申請者（本人） 住所

氏名　　　　　　　　　　　　㊞

生年月日　　　　年　　月　　日

法定代理人　　住所

氏名　　　　　　　　　　　　㊞

連帯保証人　 住所

氏名　　　　　　　　　　　　㊞

連帯保証人　 住所

氏名　　　　　　　　　　　　㊞

　（注）申請者が未成年者の場合は、法定代理人も署名し、捺印すること。

別記様式第３号（第５条関係）

文書番号

年月日

受給者様

串間市長

年度串間市林業後継者育成支援給付型奨学金支給の決定について（通知）

串間市林業後継者育成支援給付型奨学金支給事業実施要綱第５条第１項の規定に基づき通知します。

つきましては、別添の串間市林業後継者育成支援給付型奨学金口座振込申出書（別記様式第４号）を　年　月　日までに提出してください。

記

１ 奨学金額 円

２ 支給期間 年　月～ 年　月

別記様式第４号（第６条関係）

串間市林業後継者育成支援給付型奨学金口座振込申出書

年　　月　　日

串間市長　　　　　様

住所：

氏名：

串間市林業後継者育成支援給付型奨学金支給事業実施要綱第６条の規定により、次のとおり関係書類を添えて提出します。

|  |  |
| --- | --- |
| 口　座　振　替　申　出　表　示 | |
| 金融機関名 |  |
| 預金の種類 |  |
| 口座番号 |  |
| ふりがな |  |
| 口座名義 |  |

別記様式第５号（第７条関係）

変更事項等届出書

年　　　月　　　日

串間市長　　　　　　　　　　　　様

届出者　住所

氏名　　　　　　　　　　㊞

　串間市林業後継者育成支援給付型奨学金支給事業実施要綱第７条第１項の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

|  |  |
| --- | --- |
| 届出事項 |  |
| 届出事項の発生年月日 | 年　　　月　　　日 |
| 届出内容 |  |

添付書類　「届出内容」の事実を証する書類

別記様式第６号（第７条関係）

年　　　月　　　日

連帯保証人変更申請書

串間市長　　　　　　　　　　様

申請者（本人） 住所

氏名　　　　　　　　　　　　㊞

生年月日　　年　　月　　日

法定代理人　　住所

氏名　　　　　　　　　　　　㊞

　下記のとおり、連帯保証人を変更したいので、串間市林業後継者育成支援給付型奨学金支給事業実施要綱第７条第１項の規定により申請します。

記

１．現連帯保証人 住所

氏名

２．変更理由

３．新連帯保証人 住所

氏名

同　　意　　書

　私は、串間市林業後継者育成支援給付型奨学金支給事業実施要綱の規定による連帯保証人となることに同意します。

串間市長　様

年　月　日

連帯保証人　 住所

氏名　　　　　　　　　　　　㊞

（注）申請者が未成年者の場合は、法定代理人も署名し、捺印すること。